

| | |
|--------------|-------|
| 都道府県・政令指定都市名 | 12京都市 |
|--------------|-------|

時点：平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

| | |
|---------------|-------------------------|
| 局 部 課 (室) 名 | 文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課 |
| 担 当 職 員 数 | 10 人 (専任 10 人、兼任 0 人) |

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 名 称 | 京都市男女共同参画推進会議 |
| 設 置 年 月 日・根 拠 | 昭和56年4月24日 根拠：京都市男女共同参画推進会議規則 |
| 長 の 役 職 | 副市長 |

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

| | |
|-----------|----------------------|
| 会 議 の 名 称 | 京都市男女共同参画審議会 |
| 設 置 年 月 日 | 平成16年4月1日 |
| 構 成 員 | 11 人 (女性 7 人、男性 4 人) |

問4 男女共同参画に関する計画

| | | | |
|---|------------------------------------|--|-------|
| 計 画 期 間 | 平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月 | | |
| 名 称 | 第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン 改定版 | | |
| 改定・見直しの予定時期 | 平成33年4月1日 | | 未定の場合 |
| 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である | 2 | | |
| 2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成 | | | |

問5 男女共同参画に関する条例

| | | |
|------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 有の場合 | 名 称 | 京都市男女共同参画推進条例 |
| | 公 布 日 | 平成15年12月26日 |
| | 施 行 日 | 平成15年12月26日 |
| | 最 終 改 正 日 | 平成25年11月15日 |
| | 改 正 内 容 | 「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」の制定に伴う規定整備 |
| 無の場合 | 改正が予定されている場合、改正予定時期： 平成 年 月 | 1. 制定等について検討中 具体的な状況： 2. 特に検討していない |

問6 審議会等委員への女性の登用

| | | | |
|--|--|-------------------------|---|
| 調査時点コード | 1:平成30年4月1日 | 2:平成30年5月1日 | 3:その他:平成30年3月31日 |
| 目 標 値 | 平成32年度まで附属機関等のうち男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合を65% | | |
| 根 拠 | 第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン 改定版 | | |
| 目標設定の対象である審議会等の範囲 | 1 法律又は条例により設置されている附属機関等 2 要綱等により設置されている懇談会等 ※行政機関、各種団体等との間の調整又は協議を目的とするもの及び法律の定めるところにより委員の大部分を選挙によって選任するものを除く。 | | |
| 目標設定の対象である審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 3 | 審議会等数(247)うち女性委員を含む審議会等数(247) 延総委員等数(4,342)延女性委員等数(1,462) 女性比率(33.7) |
| 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 3 | 審議会等数(140)うち女性委員を含む審議会等数(140) 延総委員等数(2,529)延女性委員等数(872) 女性比率(34.5) |
| 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 3 | 審議会等数(17)うち女性委員を含む審議会等数(17) 延総委員等数(1,056)延女性委員等数(297) 女性比率(28.1) |
| 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | 調査時点コード | 3 | 審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4) 延総委員等数(49)延女性委員等数(8) 女性比率(16.3) |
| 目標値以外の目標設定 | | | |
| 女性登用方策 | 人材名簿作成の有無 | 1. 有 2. 無 3. 作成予定有 | 1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2 |
| | 人材名簿が有る場合 | 掲載人数 | 683 人 (平成 30 年 4 月現在) |
| | そ の 他 | 人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) | 2 委員の公募(1. 有 2. 無) 1 委員選任に係る事前協議の実施 そ の 他 () |

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------------------------|----------------------------------|----------------------|-----------------|--------------|----------|------|--------------|----------|-----|--------------|----------|------|
| 調査時点コード | | 1:平成30年4月1日 | | 3:その他: | | | | | | | | | |
| | 管理職総数 (人) (A)=D+E+G | うち女性 管理職数 (人) (B)=D+F+H | 女性比率 (%) (B/A) | 女 性 管 理 職 の 内 訳 | | | | | | | | | |
| | | | | 部局長相当職 | | 次長相当職 | | | 課長相当職 | | | | |
| | (人) | (人) | (%) | (人) | うち女性 数(D) | 女性 比率 | (人) | うち女性 数(F) | 女性 比率 | (人) | うち女性 数(H) | 女性 比率 | |
| 本庁 | 計 | 631 | 65 | 10.3 | 160 | 10 | 6.3 | 31 | 0 | 0.0 | 440 | 55 | 12.5 |
| | うち一般行政職 | 344 | 32 | 9.3 | 108 | 6 | 5.6 | 0 | 0 | | 236 | 26 | 11.0 |
| 支庁・地方事務所等 | 計 | 531 | 98 | 18.5 | 96 | 20 | 20.8 | 13 | 0 | 0.0 | 422 | 78 | 18.5 |
| | うち一般行政職 | 284 | 59 | 20.8 | 69 | 15 | 21.7 | 0 | 0 | | 215 | 44 | 20.5 |
| 全体 | 計 | 1,162 | 163 | 14.0 | 256 | 30 | 11.7 | 44 | 0 | 0.0 | 862 | 133 | 15.4 |
| | うち一般行政職 | 628 | 91 | 14.5 | 177 | 21 | 11.9 | 0 | 0 | | 451 | 70 | 15.5 |
| 再掲 | 警察関係 | 0 | 0 | | | | | | | | | | |
| | 教育委員会 | 108 | 9 | 8.3 | 19 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | | 89 | 9 | 10.1 |

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for investigation period (1:平成30年4月1日, 3:その他), position (課長補佐相当職, 係長相当職), and gender statistics (うち女性数(人), 女性比率).

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing new promotion statistics by position (課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職) and gender.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table listing selection criteria for promotion and grade advancement, including work performance, interviews, recommendations, and experience.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of applicants for promotion and grade advancement exams, including female statistics.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing recruitment statistics for female public employees, broken down by grade and position.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details for the 'Wings Kyoto' facility, including name, location, management, staff, and main activities.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

| | | | | |
|-------|---------------------|----------|--------|----|
| 名 称 | 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会 | 基金・基本財産額 | 50,000 | 千円 |
| 設置年月日 | 平成5年5月24日 | 出資者 | 京都市 | |

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---|-------|----|--|
| 問10 各種女性団体連絡協議会等の有無 | 1 | 1. 有 問10-1 2. 無 名称等: 京都市男女共同参画市民会議運営懇談会 | 加盟団体数 | 7 | |
| | | | 会 員 数 | 15 | |
| 問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無 | 2 | 1. 有 2. 無 | | | |
| 問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○ | | <input type="radio"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="radio"/> 2. 機関誌の発行 <input type="radio"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="radio"/> 4. その他 (内容: 市民等による学習意見交流の場として開催している「京都市男女共同参画市民会議(ウィングスフォーラム)」の企画・運営) | | | |

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

| | |
|--|---|
| 1. 担当者連絡会議の開催 2. 市町村職員研修会の開催 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 :) 7. その他 (内 容 :) | } |
|--|---|

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

| |
|---|
| 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="radio"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施 |
|---|

女性職員の研修受講への配慮

| |
|--|
| 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="radio"/> 3. その他 (内 容: 研修担当課主催の研修については、育児休業中の職員についても本務外の自主研修として受入れを行っている。) |
|--|

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

| 事 項 | 29年度予算 (千円) | 30年度予算 (千円) | 備 考 |
|-----------------------|----------------|----------------|-----|
| 関係予算総額(施設整備費を除く) | 252,030 | 253,198 | |
| 上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合 | 0.03 % | 0.03 % | |
| 男女共同参画・女性のための施設整備費 | 25,000 | 638 | |

| 問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○ | | 項目の設定 |
|---|--|-------|
| 1 | 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | |
| 2 | 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | |
| 3 | 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定 | |
| 4 | その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。) | ○ |
| | (1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達 | |
| | (2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定 | |
| | (3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定 | |
| | (4) プロポーザル方式における評価項目の設定 | |
| | (5) その他(内容: | ○ |

↓ (具体的に実施している内容:○)

| | | 問14-1 | 問14-2 | 問14-3 | 問14-4 |
|-------|---|----------------------------------|-------------------------------------|---|-----------------------------|
| | | 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定 | 4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定 |
| 具体的項目 | ① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得 | | | | |
| | ② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | | | |
| | ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | | | ○ |
| | ④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得 | | | | |
| | ⑤ 役員に占める女性割合に関する項目 | | | | |
| | ⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目 | | | | |
| | ⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等) | | | | |
| | ⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等) | | | | |
| | ⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | | | | |
| | ⑩ 短時間正社員制度の導入 | | | | |
| | ⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | | | |
| | ⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く) | | | | |
| | ⑬ その他 | | | | ○ |

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

| | | 企業の登録・認定・認証制度 | 企業の表彰制度 |
|-------------------------------------|---|---------------|---------|
| 企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無) | | 1 | 1 |
| 選定等の基準 | 1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得 | ○ | ○ |
| | 2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | ○ | ○ |
| | 3 役員に占める女性割合に関する項目 | | ○ |
| | 4 管理職に占める女性割合に関する項目 | | ○ |
| | 5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組 | | ○ |
| | 6 その他「登用促進等」に関する項目 | ○ | ○ |
| | 7 仕事と育児・介護を両立するための取組 | ○ | ○ |
| | 8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | ○ | ○ |
| | 9 短時間正社員制度の導入 | ○ | ○ |
| | 10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | ○ | ○ |
| | 11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く) | ○ | ○ |
| | 12 その他 | ○ | ○ |

| | |
|--------------------------|---|
| → 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 | 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度(1, 2, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12) |
| → 「企業の表彰制度」の具体的な名称 | 「真のワーク・ライフ・バランス」実現のための『ひと・しごと・くらし』応援企業表彰(1~12) |

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

| | | | | |
|-----------------|---|---|--------------------------|------------|
| 1 ある | 1 | → | 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称 | 輝く女性応援京都会議 |
| 2 現在はないが、今後検討する | | | 上記以外の具体的な名称 | |

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

| | | | |
|---|---|---------------|---|
| 問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表 | 2 | 1. 有 問17-1 名称 | |
| 問17-1 公表周期 | 1. 定期 2. 不定期 | 定期の場合 | 年 |
| 公表主体 (※ 該当するもの:○) | 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総合的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他) | | |

問18-1 平成30年度実施予定事業

| 名 称 | 事 業 内 容 等 | 参加予定者数 | 時 期 |
|---|--|-------------------------|----------------|
| 1. 広報啓発 ・ 啓発誌の発行 | 啓発誌「男女共同参画通信」の発行 | | 年2回 |
| ・ 啓発誌の発行 | 啓発誌「京都市DV相談支援センター通信」の発行 | | 年1回 |
| ・ 広報媒体等による啓発 | 広報媒体等を活用して「働き方改革」を実践する企業の紹介や「真のワーク・ライフ・バランス」、女性活躍推進に関する啓発を行う。 | | 年1回 |
| 2. 表彰 ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」実現のための『ひと・しごと・くらし』応援企業表彰 | 「真のワーク・ライフ・バランス」を推進している企業について、その取組内容を「ひと」、「しごと」、「くらし」の3部門により、表彰する。(「ひと」:男女共同参画・女性活躍等、「しごと」:業務改善・生産性の向上等、「くらし」:地域や社会の発展等) | | 1月頃に表彰 |
| 3. 講座 ・ 京都市男女共同参画講座 | 「みんなで考える男女共同参画講座」等の開催 | 約2,000名 | 通年 |
| ・ 女性活躍推進に関するシンポジウム | 企業等の経営層、人事担当者、管理職を対象に女性活躍に関するシンポジウムを開催する。 | 約200名 | 7月 |
| ・ 女性活躍推進に関するセミナー | 女子大学生や一般社員を対象に、今後のキャリアデザインについて学べるセミナーを開催する。 | 各回30名～50名 | 3回(9月～12月) |
| ・ 企業向け人権啓発講座 | 企業向け人権啓発講座の一環としてワーク・ライフ・バランスに関するCSR研修会を実施 | 約50名 | |
| 4. 相談事業 ・ 一般相談 | 女性が直面する悩みについての相談事業の実施 | | 通年 |
| ・ 専門相談 | 法律相談、女性に対する暴力についての相談事業の実施 | | 通年 |
| ・ 男性相談 | 男性が直面する悩みについての相談事業の実施 | | 通年 |
| ・ 男性のためのDV電話相談 | 男性のためのDVに関する電話相談の実施 | | 通年 |
| 5. 情報収集・提供 ・ 資料の収集と提供 | 男女共同参画に関する情報・資料の収集・提供 | | |
| 6. 苦情処理 ・ 京都市苦情処理等専門員会議 | 苦情等について、調査を行い、必要に応じて関係者等に対し、助言・是正の要望等を行う。 | 委員3名 | 案件ごとに開催 |
| 7. 交流促進 ・ 京都市男女共同参画市民会議(ウイングスフォーラム) | 男女共同参画に関する市民の意識の向上を図るとともに、討議、学習、相互交流を行う場として、京都市男女共同参画市民会議(ウイングスフォーラム)を開催する。 | 240名 | 12月 |
| 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 市民活動サポート事業 | 男女共同参画の推進に関わるNPOやグループの活動に対する助成等を実施する。 | | |
| 9. 国際交流・海外派遣事業 | | | |
| 10. 調査研究 ・ 調査研究 ・ 京都企業における女性活躍実態調査 | 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画データブックを作成 京都府内企業における女性管理職の登用状況・女性活躍推進の取組実態等の調査を実施 | | 10月～3月 |
| 11. その他 ・ 配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議 | 府市合同により、配偶者等からの暴力による被害者等を支援するため、関係機関の情報交換及び市民向けの啓発事業等を実施する。 | 参加機関32機関(オブザーバー1機関を含む。) | 年5回(シンポジウムを含む) |

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

| 調査時点コード | | 1:平成30年4月1日 | 3:その他 |
|---|---|-------------|-------|
| 議 会 名 | 京都市会 | | |
| 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無 | 1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等) | 1 | |
| (欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。 | 3 | |
| 休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無 | 1. あり 2. なし 3. その他 | 2 | |
| 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無 | | | |
| | 1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他 | | |
| 配偶者の出産 | | 2 | |
| 育児 | | 2 | |
| 家族の看護 | | 2 | |
| 家族の介護 | | 2 | |
| 疾病 | | 1 | |
| その他 | | 3 | |
| 明記した規定(規則、条例等)の内容 | | | |
| 規 則 名 | 京都市会会議規則 第2条第1項 | | |
| 条文本文 | | | |
| 第2条 議員は、病気、出産その他の事由により会議に出席することができないときは、その理由を付して、議長に届け出なければならない。 | | | |
| 男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況 | 1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。 | 4 | |
| 議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況 | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | |
| 議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況 | 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 2 | |

調査時点コード: 3 1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 (平成30年3月31日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

| 設置 | 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください) | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|-------------------|---|-------------|-----------------|----------------|-----|
| | 1 市町村防災会議(会長を含む) | 51 | 3 | 5.9 | |
| | 市町村防災会議(委員のみ) | 50 | 3 | 6.0 | |
| | 2 民生委員推薦会 | 12 | 5 | 41.7 | |
| | 3 国民健康保険運営協議会 | 20 | 6 | 30.0 | |
| | 4 地方社会福祉審議会 | 49 | 17 | 34.7 | |
| | 5 土地利用審査会 | 7 | 4 | 57.1 | |
| | 6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 | 35 | 18 | 51.4 | |
| × | 7 公害健康被害認定審査会 | | | | |
| × | 8 損害評価会 | | | | |
| × | 9 地方港湾審議会 | | | | |
| | 10 土地区画整理審議会 | 67 | 4 | 6.0 | |
| | 11 建築審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 12 開発審査会 | 7 | 4 | 57.1 | |
| | 13 介護認定審査会 | 560 | 165 | 29.5 | |
| | 14 精神医療審査会 | 16 | 5 | 31.3 | |
| | 15 市町村国民保護協議会 | 43 | 2 | 4.7 | |
| | 16 地方独立行政法人評価委員会 | 15 | 4 | 26.7 | |
| | 17 感染症診査協議会 | 20 | 5 | 25.0 | |
| | 18 市町村都市計画審議会 | 28 | 7 | 25.0 | |
| × | 19 市街地再開発審査会 | | | | |
| | 20 障害程度区分認定審査会 | 113 | 41 | 36.3 | |
| × | 21 児童福祉審議会 | | | | |
| | 22 行政不服審査会 | 6 | 4 | 66.7 | |
| | 23 | | | | |
| | 24 | | | | |
| | 25 | | | | |
| | 26 | | | | |
| | 27 | | | | |
| 合 計 | | 1,056 | 297 | 28.1 | |
| 女性委員0の審議会数 | | 0 | | | |

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

| | 委員会等名 | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|-------------------|--------------|-------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 教育委員会 | 6 | 2 | 33.3 | |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 3 | 人事委員会又は公平委員会 | 3 | 1 | 33.3 | |
| 4 | 監査委員 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 5 | 農業委員会 | 20 | 3 | 15.0 | |
| 6 | 固定資産評価審査委員会 | 12 | 2 | 16.7 | |
| 合 計 | | 49 | 8 | 16.3 | |
| 女性委員0の委員会数 | | 2 | | | |